

第四十三回国 参議院 内閣委員会 會議 録 第三号

昭和三十三年二月十九日(火曜日)
午前十時四十八分開会

委員の異動

二月八日

辞任

浅井 亨君

補欠選任

鬼木 勝利君

出席者は左の通り。

委員長

理事

村山 道雄君

下村 定君

山本伊三郎君

委員

大谷藤之助君

小柳 牧衛君

栗原 祐幸君

林田 正治君

宮澤 喜一君

千葉 信君

松本治一郎君

鬼木 勝利君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

皇室経済主管 小畑 忠君

防衛庁人事局長 小野 裕君

経済企画 館林三喜男君

政務次官 内田 常雄君

科学技術 渡海元三郎君

政務次官 熊崎 正夫君

厚生政務次官 伊藤 清君

厚生大臣官房長 熊崎 正夫君

事務局長 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

会専門員 伊藤 清君

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

大蔵省主計 平井 勉郎君

局給与課長 平井 勉郎君

説明員

○一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

初めに委員の異動について報告いたします。

去る八日浅井亨君が辞任され、その補欠として鬼木勝利君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。徳安経務長官。

○政府委員(徳安實藏君) ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条により、現在、内廷費は五千八百万円、皇族費は四百二十万円となっております。これらは、昭和三十六年度当初に改定されたものであります。その後、国家公務員給与の引き上げが昭和三十六年十月に行なわれ、さらに、昭和三十一年十月以降についても引き上げが提案されているなど最近の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、人件

費の増加等を考慮し、内廷費の定額を六千万円、皇族費の定額を四百七十万円といたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の質疑は、都合により次回に譲りますが、資料の要求等特に御発言があれば、この際お述べを願います。

○松本治一郎君 ただいま議題となっております皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対して質問をしたいと思います。資料を要求する前に資料を要求したい。資料を要求する前に一言したいことがあるのです。

昨年の十二月二十一日、皇居で開かれた皇室経済会議で、現行の皇族の基準額年四百二十万円を四百七十万円に、現行の内廷費年五千八百万円を六千万円に今後増額することがラジオや新聞その他の報道機関等によって報ぜられるや、多くの国民の中にはまたかといわんばかり不満を込めた批判が流されていくのであります。知らないのはいわゆる雲の上の人だけではないかと思ひます。元来、皇室に関する会議などは昔どおりの、よろしむべし、知らしむべからずの封建臭が抜け切れなものの現存しているものであります。しかも皇室経済会議のメンバー数は、

現職の総理大臣と、衆参両院議員正副議長、大蔵大臣、会計検査院長、官内庁長官の八人で構成されているのであります。その議長は首相がやっているのであります。私がかつて参議院副議長時代に出席したことがあります。

私の知っている範囲では、会議とは名ばかりで、官内庁関係の人たちが仕組んだとおりに行なわれているのであります。会議等が始まりまると、官内庁の人から荒筋の理由説明が終わると、議長は、ただいまの説明に異議ありませんか、とだしぬけにこう問うのであります。議長を除くほかの六人は異議なしと言いましたが、私は異議ありと申しました。議長は、賛成の方は手を願いますと言いますと、六本の手があげられたのであります。それを議長が見まして、賛成多数と決定を宣言したのであります。何らの質問、討論なく決しましたから、私は反対だが、数で敗れたとすればせんないと思ひ、官内庁の人々にこの金は国民の汗の税金だから心して使うよう伝えてくれと言ったのであります。そのときの議長は芦田均君であつたから、私は、芦田君乱暴きわまる決定ではないかと言ひ寄りますと、芦田君が言うのに、ここは別天地ですよ、君の反対する気持はよく私にもわかったと言つたのであります。何をするとおつたのかわかりません。それが偽りのない実情であります。皇族費、内廷費、官廷費、何もかもみな国民の汗の税金であ

ります。その税金の負担者が内訳や真相を知らうとするのは当然の権利であります。その国民が知らうとする真相を審議を通して、もし少しでも誤解があるとなれば国民にそれを解くために努力することがわれわれ議員の義務であり責任でもある、そのために私は資料物件を要求するものであります。

その一、内廷費と宮廷費の区別。
二、高松、秩父、三笠の三家の皇族費以外の諸収入の金額及び内訳。
三、新宮殿の建設予定地敷地所要総坪数、建設坪数、予定完成期日、予算総額。

四、下総御料牧場の最近における状況。
すなわちイ、ロ、ハで分けて申し上げます。

イ、今年度の予算額、その内訳。
ロ、職員数。ハ、収穫される食物類の見積もり金額。ニ、皇室用として供出される食物類の見積もり及びその金額。

五、沼津御用邸の最近五カ年間ににおける使用回数。
六、新居浜、埼玉御料牧場の一年間の使用回数。

七、皇居内勤労奉仕者の一年間ににおける男女別人数及び団体名。
八、土木、建築その他諸工事請負業者選定の方法。

私が資料を要求するのはこれであります。
○政府委員(徳安實藏君) たいだいの資料の要求は、さっそく整えまして提出するようにいたします。

○千葉信君 私も資料の要求が一つあるのですが。
それは昭和三十六年度の当初から今

の内廷費、皇族費が改定されましたが、一番新しいのがほしいのですけれども、三十七年度中ですから無理かと思ひますので、三十六年度の分だけこうです。三十七年度の経常費と臨時費等に大きく分けて、そうしてそのうちのそれぞれの金額、一万円程度の細目にわたって、——一万円以下はそう厳密にお調べにならなくてもいいですが、一万円以上の金額等の使用の細目をこの次の委員会までに出してもらいたいと思ひます。

○政府委員(徳安實藏君) たいだいの御請求は、至急に整えまして提出することになります。

○委員長(村山道雄君) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。志賀防衛庁長官。

○国務大臣(志賀健次郎君) たいだいの議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額額の改定等を行なうとするものであります。すなわち、まず、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前どおり一般職に適用される俸給表によることとしたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手

当の額と営外手当の額につきましても改定を行なうこととしたしております。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、一般職の改正に伴って規定の改正を行なうこととしたしております。

なお、この法律案は、公布の日を施行日とし、昭和三十三年十月一日から適用することとしたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませよう願ひ申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案を議題といたします。まず、発議者から提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員小笠公昭君。

○衆議院議員(小笠公昭君) 旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案の趣旨を御説明申し上げます。
旧金鵄勲章年金令が明治二十七年勅令第一七三号によって制定されましたことは御承知のとおりであります。その後、この年金令は、昭和十六年に至り、勅令第七二五号によりまして廃止されましたが、同時にまた、この勅令により、昭和十五年四月二十九日以前の叙職者につきましては、旧令によって年金は下賜されていたのであります。しかるに終戦後、昭和二十一年三月に至りまして、これらの勲章年金は、昭和二十年十二月末を限りとしたしまして、一切廃止されることとなつて今日に至つておるのであります。

戦後十八年、この間、幸いにわが国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も、年一年と向上をたどりつつあるものであります。この間にあって、旧金鵄勲章年金受給者におかれましては、かつて支給されていまして年金は打ち切られ、その経済的期待権を喪失し、経済的また精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている人々も多いのであります。まして、まことに惻隱の情にたえないものがあります。よつて本法律によりまして、これらの人々の処遇改善をはかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

本法律案の要旨は、本法律施行の日において生存する旧金鵄勲章年金受給者にして満六十才に達しておられる方々に対し、旧制の功級による区別なく、その処遇の改善の一端として金七万円の一時期金を特別措置として支給しようとするものであります。その認定はこれを受けるようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なお、この法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもって定めることとしております。

以上をもちまして提案の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれましては、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。宮澤経済企画庁長官。

○国務大臣(宮澤喜一君) 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案における改正点の第一は、経済企画庁に、諮問機関として国民経済計算審議会を設けることであり、第二は、経済企画庁の職員の定員を改めることであります。

以下その内容について概要を御説明申し上げます。

まず、国民経済計算審議会の設置について申し上げます。

国民経済計算は、国民経済活動を総合的に把握するための計算体系でありまして、最近におきましては、政府の経済計画の策定や経済施策の立案等を行なうにあつて欠くことのできない重要なものとなつており、また、企業経営に關連してこれを利用する場合が次第に多くなつております。

経済企画庁におきましては、従来から国民所得推計を中心とした国民経済計算關係の事務を行なつており、その内容についても逐次改善を重ねて参りましたが、国民所得推定と産業連関表との關係や推計方法等についてなお整備改善を要する重要な問題が残されております。これらの問題を解決するためには、現行の国民所得推定の構成その他につき所要の検討を行ない、国民経済計算を有機的に体系化することが必要であると思ひます。

このような検討を行ないますと、場合によつては、既往にさかのぼつて国民所得の推計に変化を生じることが予想され、その影響するところが大きくございまして、で、半識経験者の方々による慎重な調査審議を経ることが要

要であると思ひます。

当と考へ、経済企画庁長官の諮問機関として、二年間の予定で、国民経済計算審議会を設けようとするものであります。

次に、定員の改正について申し上げます。

わが国の経済の成長に伴い、経済施策の総合調整機能を担当する経済企画庁の所掌事務も増大して参つております。このような情勢に対処し、特に、最近における消費者物価の動向にもかんがみ、物価対策関係事務の処理を円滑に推進することのほか、前述の国民経済計算関係の事務体制を強化することを中心として今回十五人の定員増加をいたしたいと考えている次第であります。なお、ことしの秋から欧州に駐在官一人を置き、これを外務省の定員に振りかえる予定であります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) それでは速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。西村厚生大臣。

○国務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申

上げます。

この法律案は、厚生省設置法の一部を改正するとともに、国立光明寮設置法の一部を改正するものであります。

まず第一に、厚生省設置法の一部改正について御説明申し上げます。

改正の第一点は、国立療養所に、心身に障害のある者に対して医学的管理のもとに行なわれる機能回復訓練または職能訓練の業務に従事する者の養成所を付置することができるとすることです。機能回復訓練及び職能訓練は、いずれも心身に障害のある者のリハビリテーションにおいて最も重要な役割をになうものであります。わが国においては、その技術の水準が諸外国に比し著しく立ちおくれれておりますので、これらの業務に従事する者の養成機関を設置し、専門家の養成に着手しようとするものであります。

改正の第二点は、国立精神薄弱児施設に精神薄弱児の保護及び指導に従事する職員の養成所を付置することができるとすることです。精神薄弱児につきましても、精神薄弱児施設及び同通園施設において保護及び指導を行なうのであります。これら施設の整備と並んで、施設において直接児童の保護及び指導に当たる職員の確保と資質の向上をはかることが急務とされております。このため、これらの職員の養成所を設置し、その養成を行なうとするものであります。

なお、これらの改正のほか、医務出張所の名称を地方医務局と改めるための所要の改正及び厚生省の定員を増加するための改正を行なうこととしたしております。

以上が厚生省設置法の一部改正の内容

容でございます。

次に国立光明寮設置法の一部改正について、御説明申し上げます。

この改正は、国立光明寮を北海道に設置することとするものであります。

現在北海道東北地区につきましては、失明者を収容する更生援護施設がなお十分とは申せない状態であり、その整備をはからうとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

○委員長(村山道雄君) 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。近藤科学技術庁長官。

○国務大臣(近藤鶴代君) ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

近年における科学技術の進歩は、まことに目ざましいものがありますが、特に世界の先進国における宇宙の利用及び宇宙科学技術の進展は、通信衛星、気象衛星、測地衛星等を開発してその実用面にも新分野を開きつつあるばかりでなく、これらに関連する科学技術の諸部門の発達を促進し、一国の

科学技術水準の向上にきわめて甚大な影響を及ぼしております。

わが国においてもすでに従来から、宇宙科学技術の振興をはかつて参りましたが、これを一段と強化し、かつそのための体制を整備することは、焦眉の急務であります。これがため、科学技術庁の権限に宇宙の利用を推進することを加えるとともに、航空技術研究所を航空宇宙技術研究所と改称し、宇宙科学技術に関する所要の試験研究等を行なわしめ、もって宇宙の利用及び宇宙科学技術を積極的かつ強力に推進しようとするものであります。

また、わが国は、地理的条件からして自然災害について世界有数の被害国であり、これらの災害を防止し、軽減し、復旧することに関する科学技術の振興をはかることは、各方面から強く要望されることであります。科学技術庁の附属機関として、防災科学技術に関する総合的中核的機関の性格を有する国立防災科学技術センターを設置したいと考えております。

また、わが国の原子力利用の進展に伴い、茨城県東海村周辺地区は、現在、多数の原子力施設が設置されておられ、これら原子力施設の検査、監督を強化し、周辺地域の放射線監視を厳に行なう必要があり、これがため、水戸市に科学技術庁の支分部局を設置する必要があると考えております。

以上によりまして、科学技術庁設置法の一部を改正する必要があると見做すので、本法案を提出する次第であります。次に、本法案の概要を御説明いたします。

に、これを研究調整局に所掌せしめることであります。

現在、無線通信、気象観測等の面における宇宙の利用につきましては、関係各省において、それぞれの行政目的に応じてこれの促進をはかるべく努力がなされておりますが、科学技術庁におきまして、これらの総合的な推進をはかるとともに、宇宙飛行体の試作、打ち上げ業務等に関する事務をつかさどる等宇宙の利用に関する先導的役割、ないしは研究環境整備のための役割を果たそうとするものであります。

第二に、航空技術研究所を航空宇宙技術研究所と改称するとともに、これに宇宙科学技術に関する所要の試験研究等を行なわしめることであります。現在、航空技術研究所は、航空技術の向上をはかるため、風洞等のごく関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないことを認められる施設、設備を設置し、これを必要とする研究及び試験等を行ない、あわせてその施設及び設備を関係行政機関の共用に供する機関であります。宇宙科学技術に関する試験研究またはそれに必要な施設、設備は、航空技術のそれと密接な関連を有するものである点にかんがみ、航空技術と同一の態様において、航空宇宙技術研究所においてこれをあわせて行なわしめようとするものであります。

第三に、科学技術庁の附属機関として、防災科学技術に関する総合的中核的機関の性格を有する国立防災科学技術センターを新設するとともに、これの管理、監督等の事務を研究調整局に所掌せしむることとあります。国立防災科学技術センターは、防災科学技術

に關する試験研究のため必要な施設、設備であつて、關係行政機關に重複して設置することが多額の経費を要するため、適当でないと思はれるものを設置して、これを關係行政機關の共用に供し、また、關係行政機關の要請に応じ、当センターの研究員を派遣して、その行政機關の研究及び試験に協力する等の総合的、かつ、中核的な業務を行なうほか、特定の研究及び試験を実施する機關であります。

第四に、科学技術庁の地方支部局として、茨城県を管轄区域とする水戸原子力事務所を昭和三十八年十月一日から置くこととあります。本事務所は、茨城県水戸市に置かれ、原子炉に關する規制に關する事務その他の原子力局の所掌事務の一部を分掌するものであります。

なお、科学技術庁の事務の増加に伴ひまして、職員の見直しを必要とすることがありますので、所要の改正を行なうことといたします。

以上、本法案の提案理由及び内容に關する概要を申し上げました。科学技術振興の重要性に對する皆様の深い御理解によりまして、慎重なる御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案、以上二件を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。

旅費支給の地域区分についても旅行の実情に即するように改めることにいたしております。

次に、移動料につきましては、現行定額を二割引き上げるほか、行程を同じくする地域であつても特に多額の運賃を必要とする地域等については、一定の加算制度を設けることにより、移動に要する経費の実態をよりよく反映させるよう措置することとし、これらの措置を含めて平均五割程度の引き上げを行なうことといたしております。

以上が、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案外一法案の提案の理由及びその概要でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうようお願いを申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 両案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。大橋國務大臣。

検討いたしました結果、同年十月一日からこれを実施に移すとともに、暫定手当について昭和三十六年十二月十四日に行なわれました人事院勧告についても、この際あわせて実施することが妥当であると認めましたので、關係法律について所要の改正を行なうとするものであります。

まず、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を改めまして、次のとおり昨年八月の給与改正に關する人事院勧告の実施をはかることといたしました。

すなわち、第一に、全俸給表の全等級を通じて、人事院勧告どおり、俸給月額を現行の俸給月額より千円ないし三千五百円引き上げた額といたします。

とともに、行政職俸給表(イ)の中等級以下の等級及び他の俸給表のこれに相當する各等級につきまして、号俸の刻み方を改めることにより昇給率を改善することといたしましたほか、新たに教育職俸給表を設けまして、昨年四月に新設された高等専門学校の教職員に適用することといたしました。

次に、第二に、期末手当を年間〇・二五五分増額して、六月十五日の支給割合を一カ月分、十二月十五日の支給割合を一・九分といたしますとともに、勤勉手当を年間〇・〇五五分増額して、六月十五日及び十二月十五日の支給割合をそれぞれ〇・三五分といたしますほか、三月十五日に〇・二五分を支給することといたしました。なお、これらの手当につきましては、支給日前一カ月内において退職し、または死亡した職員にも支給し得ることといたしました。

第三に、宿日直手当につきまして、

土曜日またはこれに相當する日に、退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務に對する支給額の最高限を、勤務一回につき三百六十円から四百二十円に引き上げることといたしました。

次に、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の附則の一部を改めまして、次のとおり一昨年十二月の暫定手当に關する人事院勧告の実施をはかることといたしました。

すなわち、第一に、暫定手当の支給されてない地域に在勤する職員に對しまして、昭和三十七年十月一日以降、当分の間、暫定手当を支給することとし、その額は、二級地の暫定手当の額すなわち暫定手当の一段階分相當額に、最初の一年間は三分の一、次の一年間は同じく三分の二、さらに右の二年間は同じく三分の二、さらに右の二年間を経過した時からは同じく三分の三を乗じて得た額とすることといたしました。

第二に、在勤する地域を異にして異動したことにより暫定手当の支給額が減少する職員に對する暫定手当の保障期間を、異動後六カ月から十二カ月に延長することといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法および切りかえに伴う措置ならびに暫定手当の改正に伴う経過措置等を規定いたしました。

この法律案は、以上申し上げた内容につきまして改正を行なうとするものであります。昨年八月の人事院勧告において、同年五月一日から実施することを適当と考えるときは、諸般の緊急重要施策および財政事情等にかんがみまして、これを暫定手

当に関する改正とともに昭和三十七年十月一日から実施しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますよう御願ひ申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の事後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋労働大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、事務の円滑な遂行を期するため、労働省本省の職員定員を二百二十九人増員しようとするものであります。そのおもなものは、労働保険事業及び失業保険事業における保険給付等関係業務の増加に伴うもの百六十四人、中高年令失業者等の再就職を促進するために、職業指導等の業務に従事する公共職業安定所の職員三十五人、産業災害の防止等関係業務に十五人、その他十五人についての増員であります。

この結果、労働省本省の職員の定員は、二千四百四十人となり、外局の定員二百七十七人を加えて、労働省の職員の定員は、合計二千四千三百五十七人となります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますよう御願ひ申し上げます。

○委員長(村山道雄君) 本案の事後の審査は、都合により後日に譲ります。速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記つけて。本日は、これにて散会いたします。午前十一時三十五分散会

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に改める。

第四条第四項及び第七項中「及び地区」を「地区及び街区」に改める。

第六条中「建設研修所」を「建設大学校」に改める。

第九条の二(見出しを含む)中「建設研修所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十二条各号を次のように改める。

一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立案のための業務に関すること。

二 建設業者の登録に関すること。

三 建設業の発達及び改善の助長並びに建設業者の監督に関すること。

四 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に関する事務に関すること。

五 都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督に関すること(助成に関する事務には、補助金等の配分に関する事務を含む。以下次号から第十六号までに規定する助成に関する事務について同じ)。

六 土地地区画整理事業の実施、助成及び監督に関すること。

七 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。

八 砂防工事その他の砂防に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。

九 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びばた山の崩壊防止に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。

十 海岸保全施設に関する工事その他の海岸の保全に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。

十一 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に関する助成及び監督に関すること。

十二 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。

十三 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に関すること。

十四 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分の助成及び監督に関すること。

十五 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に関すること。

十六 防災建築街区造成事業の助成及び監督に関すること。

十七 防災建築街区造成組合に関すること。

十八 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に関すること。

十九 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に関する事務に関すること。

二十 一級建築士の免許に関すること。

二十一 国費の支弁に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関すること。

二十二 関係国家机关に対して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に必要となる報告又は資料の提出を求めること並びに国家机关の建築物及びその附帯施設の保全に関する実地についての指導に関すること。

二十三 水資源開発公団法第二十四条の規定による特定施設の操作に関する指揮に関すること。

二十四 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に関すること。

二十五 建設工事用機械の貸付けに関すること。

二十六 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に関すること。

二十七 所管行政に関する監察事務に関すること。

二十八 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。

二十九 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

三十 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行なう営繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。

第十三条第二項を次のように改める。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十一号、第二十二号及び第三十号に掲げる事務並びに同条第二十八号及び第二十九号に掲げる事務のうち営繕工事に係る事務は、分掌しないものとする。

第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十一号、第二十二号及び第三十号に掲げる事務並びに同条第二十八号及び第二十九号に掲げる事務」に改め、同条第四項中「工事」を「工事、維持その他の管理」に改める。

第十四条第一項中「五部及び一

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(七通)

請願者 和歌山市関戸高松三〇

二和歌山県軍恩連盟
内 楠山英太郎外一万
七千七百七十一名

紹介議員 野村吉三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三八号 昭和三十八年一月三十日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県川崎市今井南

町四八九神奈川県軍恩
連盟川崎支部内 大橋
富士郎外三百二十三名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五五号 昭和三十八年一月三十日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県茅野市金沢三、

二〇二長野県軍恩連盟
茅野市連合支部内 牛
山薫外司外二千六百七
十六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五六号 昭和三十八年一月三十日受理

一日受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 山口市大字吉敷二、四

七〇山口市軍恩連盟吉
敷支部内 金子惣一外
千五百十八名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五八〇号 昭和三十八年一月三十日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県中野市西町長野

県軍恩連盟中野連合支
部内 青木太郎外三千
七百八十六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九二号 昭和三十八年一月三十日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県川崎市今井南

町四八九神奈川県軍恩
連盟川崎支部内 大橋
富士郎外三百六十七名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九三号 昭和三十八年一月三十日受理

一日受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡城崎町湯

島兵庫軍恩連盟城崎
支部内 田中久茂外五
百一名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九四号 昭和三十八年一月三十日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町

二、九〇八鹿児島県軍
恩同志会帖佐支部内
山路直外四百五十五名

紹介議員 日高 広為君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九五号 昭和三十八年一月三十日受理

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(三通)

請願者 山形県天童市大字田麦

野六二八 後藤清志外
三百五十三名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三九号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(九通)

請願者 滋賀県長浜市八幡中山

町滋賀県立長浜北高等
学校内 橋本順治外八
名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四八号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡天王町

二田八 鈴木武治外十
五名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四九号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町三

ツ谷町 笹村善一郎

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡高月町井

口 福尾修

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五一号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県養父郡八鹿町立

宿南小学校内 平位誠
治外七名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五二号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県十日町市旭町

大川寅松外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五三号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟県十日町市旭町

大川寅松外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五四号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟県十日町市旭町

大川寅松外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五五号 昭和三十八年一月二十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟県十日町市旭町

大川寅松外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟市花園町一ノ五新

湯果寒冷積雪地給対策
協議会内 八木信夫外
一名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五四号 昭和三十八年一月二十

六日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市新庄田中

一三ノ三 柳田万吉外
一名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五五号 昭和三十八年一月二十

六日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 宮城県登米郡迫町佐沼

字小金丁三三ノ一 金電
通迫分会内 千葉喜美
雄外一名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五六号 昭和三十八年一月二十

六日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岐阜県大野郡高根村

長 上田兵榮外一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四五七号 昭和三十八年一月二十

六日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 秋田県北秋田郡合川町

駅前全林野労働組合合
川営林署分会内 佐藤
勝美外一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四七三号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛東村字

外愛知郡町村議会議員
会内 安岡大吉

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四七四号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島市北五老内四九ノ

三全電通福島県支部
内 浜名寿夫

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四七六号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岐阜県高山市昭和町一

丁目 一柳弘外一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四七七号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 秋田県鹿角郡十和田町

毛馬内全林野労働組合
秋田地方本部十和田分
会内 鎌田正治外一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四七八号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県刈羽郡西山町大

字浜忠 徳永次男外一
名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四七九号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市山岸町字

合間四五ノ一 浅沼力
外一名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八〇号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県新発田市大字西

塚ノ目全法務労働組合
新潟支部下越分会内
菊地昭一外一名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八一号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市東三番丁

一四三全電通仙台台電報
局分会内 荻野春男外
一名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八二号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 秋田市櫛山字長沼一三

〇 加賀谷昭義外二十
九名

紹介議員 鈴木 善君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八三号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県養父郡大屋町和

田 飯野明晴外三十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八四号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡木ノ本町

仲ノ町 広瀬辰男

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四八九号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県美方郡村岡町福

岡一九三 岩槻久美子

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九〇号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡城崎町

森本健治外十五名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九一号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡城崎町

請願者 兵庫県城崎郡城崎町

崎小学校内 小幡達二
外七十一名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九二号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島市大字渡利字馬場

町七一 小池満雄外十

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九三号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下

町長 佐藤金三郎

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九四号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田県湯沢市字大町六

四 川辺金吾

紹介議員 松野 孝二君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九五号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県高島郡高島町

長 木津茂二郎

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九六号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県長井市宮四六〇

長井電報電話局内 上

田忠孝

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九七号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 富山市石金八四全建設

省労働組合北陸地方本

部富山支部内 五十嵐

甲作外一名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九八号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形市旅籠町三〇一山

形県寒冷地給付協議

会内 安孫子藤吉

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四九九号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県酒田市大字保岡

字八幡九三 伊藤謙蔵

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五〇〇号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 富山市安住町一富山県

職員労働組合富山支部

内 荒井弘文

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五〇一号 昭和三十八年一月二十

八日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県花巻市花城町一

〇三 熊谷文夫外二十

八名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五〇五号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛知川町

長 西山勸次郎

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一二号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市青山町三

ノ二一ノ二 中島茂外

一名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二二号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 秋田市寺内字暮洗川一四〇ノ二五 加藤吉雄
外二十八名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一三三号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 秋田県北秋田郡阿仁町水無全林野労働組合秋田地方本部阿仁宮林署分會内 田中光秋外一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一四四号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 宮城県仙台市東七番丁一三三全国電氣通信労

勸組合東北配給局分會
内 本間礼一外一名
紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一五五号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 新潟市関屋田町一ノ一

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一六六号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 新潟県新井市立新井南小学校内 宮屋洗外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一七七号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 岐阜県大野郡高根村立高根中学校内 山下一

男外一名
紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一八八号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 福島県白河市宇天神町二二 真船吉弥

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五一九九号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 兵庫県多紀郡篠山町河原町七〇 深谷貞夫外二十四名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二〇〇号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 富山市新緑曲輪一全日本自治団体労働組合富山県本部内 改井秀雄

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二二二号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 新潟県白根市長 吉沢正五

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二二三号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 山形県新庄市小田島笹喜四郎外二十二名

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二三三三号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 山形県飽海郡松山町長 後藤俊治

紹介議員 白井 勇君

第五二四四号 昭和三十八年一月二十

九日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 山形県尾花沢市長 奥山英悦

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二五五号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町字東鷹巣二二八 寺尾国千代外十四名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二六六号 昭和三十八年一月二十

九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 福島県大沼郡金山町長 渡部文衛

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五二七号 昭和三十八年一月二十
九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町
長 村上二三

紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五二八号 昭和三十八年一月二十
九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫縣多紀郡篠山町東
須谷 浅野武

紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五二九号 昭和三十八年一月二十
九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫縣城崎郡竹野町竹
野 稲田美夫外七十二
名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五三〇号 昭和三十八年一月二十
九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 富山縣安住町八 池崎
孝光外二名

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)
請願者 富山縣安住町八 池崎
孝光外二名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五三一号 昭和三十八年一月二十
九日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二十
三通)

請願者 岩手縣水沢市表小路一
〇 佐藤忠孝外三十二
名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四〇号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島縣矢野町八四 山
県 滋
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 山形縣飽海郡遊佐町
長 後藤亀太郎
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四二号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形縣上山市鶴屋町天
城内三 鈴木啓蔵
紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四三号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島縣信夫郡飯坂町湯
野字室田六ノ七 田牧
初美
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四四号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 富山縣山王町八全労働
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四七号 昭和三十八年一月三十
日受理

請願者 秋田縣鹿角郡花輪町馬
場四〇 今野莊吉外五
名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四八号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形縣村山市楠岡北村
山地方事務所内 高田
嘉門外八十四名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四九号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫縣氷上郡春日町柳
津七二ノ一 柳田耕
一
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

省労働組合富山職安支
部内 馬場春雄
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四八号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀縣高島郡マキノ町
長 井花伊左夫
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五四九号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫縣氷上郡春日町柳
津七二ノ一 柳田耕
一
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第五五〇号 昭和三十八年一月三十
日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫縣氷上郡氷上町稲
畑三三六 宮崎肇

紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五五一号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願
請願者 兵庫東城崎郡竹野町宇日 鳴海由雄外七十二名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五五二号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 富山市新総曲輪一富山県庁内富山県職員労働組合本庁支部内 堀田 久外一名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五五三号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(十一通)
請願者 岩手県盛岡市新庄鼻子

二六ノ一 小山田トミ 外十名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五五七号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願
請願者 滋賀県愛知郡稲枝町 長 向坂政平
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五五八号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 秋田市牛島庚塚七六 金晃一郎外二十九名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五五九号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 宮城県仙台市東九番丁 一〇五全電通東北電気通信工作所分会内 長

潮正人外一名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五六〇号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 岐阜県大野郡高根村高根中学校内 黒木長九郎外一名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五六一号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 岩手県盛岡市下厨川字 中屋敷一八ノ一 浜田 雅行外一名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五六二号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 秋田県能代市機織轉ノ目一二四国鉄動力車労働組合支部内 斎藤吉治外一名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

組能代支部内 斎藤吉治外一名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五六三号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願
請願者 新潟市東湊町二ノ丁 内山茂子
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五六四号 昭和三十八年一月三十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項に関する請願
請願者 新潟市物見山町三四 清水チヨ子
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四〇号 昭和三十八年一月二十日受理
傷病年金受給者の妻に家族加給金支給に関する請願(二通)

請願者 山口市大字上宇野令字 春日二、〇八六山口県傷病軍人妻の会内 中村ソル子外一名

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第五〇二号 昭和三十八年一月二十八日受理
傷病年金受給者の妻に家族加給金支給に関する請願

請願者 富山市泉町富山県傷病軍人妻の会内 森田きみ
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第五七二号 昭和三十八年一月三十日受理
傷病年金受給者の妻に家族加給金支給に関する請願(二通)

請願者 島根県出雲市下横町島根県傷病軍人妻の会内 大木年子外一名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第四六〇号 昭和三十八年一月二十日受理
傷病者の増加恩給等は正に関する請願

請願者 大阪府南区田島町二 松倉正一
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第二一三号と同じである。

第五〇三号 昭和三十八年一月二十
八日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 富山市泉町富山県傷病
軍人会内 森田忠平

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じ
である。

第四六七号 昭和三十八年一月二十
六日受理

元満洲鉄道株式会社職員在職期間を
恩給法等の期間に通算するの請願
請願者 鳥取県境港市外江町境
港満鉄会内 浜田延栄

紹介議員 仲原 善一君

政府は、第三十八回国会において満洲
国等外国政府職員期間の履歴を有する
公務員の普通恩給並びに共済年金の基
礎となる在職年の計算について、それ
ぞれ外国政府職員期間を加算すること
を決めたが、満洲国政府職員と全く同
じであった南満洲鉄道株式会社職員に
ついては、再三にわたる請願、陳情に
もかわからずなんらの措置を講ぜられ
ないことは、まことに不公平かつ遺憾
なことであるから、昭和三十六年六月
六日の参議院内閣委員会における附帯
決議にもそつて、(一)恩給法等の一部
を改正する法律附則第四十二条「外国
政府の官吏又は待遇官吏(以下「外国政
府職員」という。))とあるを「外国政府
の官吏又は待遇官吏若しくは南満洲鉄
道株式会社職員(以下「外国政府等職
員」という。))に改め、同条中「外国政府
職員」とあるを「外国政府職員」に改め
ること、(二)国家公務員共済組合法の
長期給付に關する施行法第九条一項第

三号中「外国政府職員」とあるを「外国
政府等職員」に、「外国政府」とあるを
「外国政府等」に改正すること、等の
実現を期せられたいとの請願。

第五〇六号 昭和三十八年一月二十
九日受理

元南満洲鉄道株式会社職員在職期間を
恩給法等の期間に通算するの請願
(二通)
請願者 東京都北区赤羽町五ノ
一、六一〇ノ七九 林
完元外二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じ
である。

第五六五号 昭和三十八年一月三十
日受理

元南満洲鉄道株式会社職員在職期間を
恩給法等の期間に通算するの請願
(二通)
請願者 東京都世田谷区松原町
四ノ一七五 増山辰夫
外二名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じ
である。

第五八一号 昭和三十八年一月三十
一日受理

元南満洲鉄道株式会社職員在職期間を
恩給法等の期間に通算するの請願
請願者 東京都千代田区永田町
一ノ一国会図書館公舎
内 青木実

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じ
である。

第四六八号 昭和三十八年一月二十
六日受理

元満洲電信電話株式会社職員在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(七通)
請願者 東京都世田谷区上馬一
ノ八七五 早速広文外
六名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第六五号と同じで
ある。

第五七三号 昭和三十八年一月三十
日受理

元満洲電信電話株式会社職員在職期
間を恩給法等の期間に通算するの請願
(九通)
請願者 横浜市南区弘明寺町宇
北ノ前七六 門田勇蔵
外八名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第六五号と同じで
ある。

第四七五号 昭和三十八年一月二十
八日受理

公務員の賃金に關する請願(二通)
請願者 福島県会津若松市門田
町対馬館一、六六二
青柳九一郎外四十二名
田畑 金光君

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第三八号と同じで
ある。

ある。

第五一〇号 昭和三十八年一月二十
九日受理

元満洲国官吏等の恩給に關する請願
請願者 岩手県水沢市川原小路
九 阿部又助
紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じで
ある。

第五九一号 昭和三十八年一月三十
一日受理

元満洲国官吏等の恩給に關する請願
請願者 福岡市長浜町三ノ二五
満蒙関係恩給法改正期
成同盟福岡支部内 別
府誠之

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じで
ある。

第五三二号 昭和三十八年一月二十
九日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に關す
る請願
請願者 福島県相馬郡新地村谷
地小屋福島県退職公務
員連盟相馬支部内 大
堀定成外四百二十二名
石原幹市郎君

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第五三九号 昭和三十八年一月三十

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に關す
る請願
請願者 兵庫縣赤穂郡上郡町赤
松五七三 牛尾新一外
七十一名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第五五四号 昭和三十八年一月三十
日受理

共済組合新法関係年金受給者の処遇に
關する請願
請願者 長野市上松一〇六 渡
辺一郎外三百九十三名
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じで
ある。

第五八二号 昭和三十八年一月三十
一日受理

金し勲章年金、賜金の給与実施に關す
る請願
請願者 宮崎市宮田町一ノ七四
宮崎縣殊勲者会内 中
村肇外四百九十八名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じ
である。

二月十一日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、国家公務員等の旅費に關する法
律の一部を改正する法律案

第七四八号 昭和三十一年二月五日
受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町楠川鹿児島軍恩同志会上屋久町支部内牧基右衛門外百十三名
紹介議員 田中 茂徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八一九号 昭和三十一年二月七日
受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市田結兵庫軍人関係恩給擁護連盟豊岡支部内 山本重之外七百六名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七五二号 昭和三十一年二月六日
受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願
請願者 長野県伊那市春日町四、九五八長野軍恩連盟伊那市連合支部内 平島堅致外九百六十三名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八二〇号 昭和三十一年二月七日
受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(三通)
請願者 山形県上山市中生居五三 奈良崎正外五百四十一名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七七六号 昭和三十一年二月七日
受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願
請願者 長野県上伊那郡中川村二、七七九長野軍恩連盟伊南片桐連合支部内 森本昌造外二百六十六名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九七号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願
請願者 新潟市二葉町一ノ八二三 渡辺正夫
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六〇一号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願
請願者 新潟市物見山町三六果営アパート五号 風間 作一郎
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第五九九号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 岩手県盛岡市中川原一二〇 飯田慎太郎外一名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六〇二号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 山形県村山市大字橋岡三、五八六全通信労働組合北村山支部内 阿部勉外一名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六〇三号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 秋田市橋山長沼国鉄道動力車労働組合秋田地方本部内 渡辺啓悦外一名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一四号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(六通)
請願者 秋田市鉄砲町三一 奥野榮治外二十九名
紹介議員 鈴木 審君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一五号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(五通)
請願者 滋賀県高島郡高島町議会議長 清水鉄三郎外四名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一六号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 福島市北沢又字稻荷川原西一 阿部利雄外一名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一四号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(六通)
請願者 福島市渡利八幡町八木田幸男外五名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一五号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(五通)
請願者 滋賀県高島郡高島町議会議長 清水鉄三郎外四名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一六号 昭和三十一年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 福島市北沢又字稻荷川原西一 阿部利雄外一名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一七号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 兵庫県水上郡柏原町北中三三七 本庄昌一外十九名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一八号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 山形県新庄市小田島一
○山形県立新庄北高等学校内 横川啓太郎外一名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一九号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願（二通）
請願者 兵庫県水上郡柏原町柏原 馬場澄男外十九名
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二〇号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 富山市新総曲輪一運輸省全港湾建設労働組合 伏木富山港支部内 洞谷弘行外一名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二二号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 山形県東田川郡楢引村 長 五十嵐高之外一名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二二五号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 滋賀県伊香郡高月町 長 西島由太郎外一名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二三号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 新潟県三条市長 金子六郎外一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二四号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 福島県信夫郡飯坂町中野字岸九 佐藤英雄外一名
紹介議員 松平 勇君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二五号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 秋田市保戸野諏訪町三七ノ二 八巻二郎外十五名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二六号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二通）

請願者 山形県上山市栄町上 月信孝外一名
紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二七号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（三通）

請願者 兵庫縣城崎郡日高町久斗 西岡万太郎外四十三名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二八号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（七通）

請願者 富山市神通通六〇〇ノ一 全専売労働組富山地区協議会内 石黒一男外六名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六二九号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（七十一通）

請願者 岩手県盛岡市新庄字中鼻六二ノ七 若林龜三郎外七十名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六三〇号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡守門村 長 佐藤功一
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

である。

第六三三号 昭和三十八年二月一日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 長野県飯山市南町一六
ノ一五 杉山恒男
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六四一号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島市渡利山ノ下前三
九 鈴木道則
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六四二号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県高島郡今津町議
会議長 早田昌二
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六四三号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡亀田町
泥濁 古泉正栄
紹介議員 松山善太郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六四四号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟市洋州町 小泉金
三
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六四五号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 岐阜県大野郡高根村高
根小学校内 加藤悌三
外一名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六四六号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県米沢市住ノ江町
外地米沢機関区内国鉄
動力車労組米沢支部
内 須貝太市外一名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

である。

第六四九号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田市飯島長野二七
太田達夫外一名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六五〇号 昭和三十八年二月二日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川諸
葛橋一六 藤沢正外一
名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六五五号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 福島市本内字館一〇ノ
二 鈴木周二外十六名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六五六号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 岐阜県高山市堀端町一
一九 山口利男外一名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六五七号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市平戸八
六 大山善雄外一名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六五八号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭
手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県米沢市大字板谷
三四六 佐藤貞夫外一
名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じ
である。

第六五九号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟市浜浦町二ノ二

三 岡田一太郎

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六〇号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 新潟市船江町一ノ六

二 大野四郎

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六一号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通)

請願者 秋田市田町一四 伊藤

カツ外八十六名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六二号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 秋田市橋山長沼国有鉄

道動力車労働組合秋田

支部内 佐藤菊治外一

名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六三号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県水上郡春日野多

利 細見明外十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六四号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県豊岡市大磯一四

〇 大住佐市外二十三

名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六五号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 山形県上市市長 松本

長兵衛外一名

紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六六号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 富山市荒町一三全国電

気通信労働組合富山県

支部内 島田了外一名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六七号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 福島県伊達郡保原町議

会議長 本田勇吉外二

名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六八号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 長野県佐久市大字取出

四八五 森泉徳之助外

二名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六六九号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 福島市方木田字高屋

六 佐藤恒夫外二名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六七〇号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 滋賀県高島郡今津町

長 前川利吉外二名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六七一号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 新潟県北蒲原郡中条町

長 八幡八郎外二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六七二号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 長野県飯山市大字豊田

二、九二四 小湊与八

外二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六七三号 昭和三十八年二月四日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 福島県信夫郡飯坂町馬

場七ノ五 菱沼勇二外

二名

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

二名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七四号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 新潟県西蒲原郡西川町
長 佐藤士農夫外二名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七五号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 兵庫県美方郡村岡町
岡一〇五 柴羽源外七名
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七六号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 山形県新庄市小田島
五 金岡繁比古外二名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七七号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 山形県酒田市本町三ノ
五 佐藤弘外二名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七八号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 秋田県本荘市和泉町
船木兼治外二名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六七九号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(八通)

請願者 富山県水見市中町二
九 上桑与一外七名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六八〇号 昭和三十八年二月四日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(十八通)

請願者 岩手県盛岡市茅町三九
一 及川八重外百五十八名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七〇五号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 滋賀県伊香郡余呉村議
会議長 山根登一外二名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七〇六号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(四通)
請願者 福井県遠敷郡上中町三
宅六八ノ四 高木勤三
外五十九名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七〇七号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)

請願者 宮城県白石市字沢端五
全林野労働組合青森地
方本部白石営林署分会
内 小笠原良男外二名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七〇八号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(十九通)

請願者 秋田県仙北郡協和村峯
吉川字峯吉川 今野一
美外三百八十八名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七〇九号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)

請願者 新潟市五十嵐一の町
六、〇三〇 森川清志
外一名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七一〇号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(八通)

請願者 秋田県南秋田郡天王町
天王字長沼七ノ一 錦
織徳三外七名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七一一号 昭和三十八年二月五日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(十通)

請願者 岩手県久慈市長内町
村田精一外九名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

である。

第七三二号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 秋田県平鹿郡平鹿町浅舞一四二 照井静教外
十一名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七三三二号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町出石町立小野小学校内
成田智治

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七三三三号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 栃木県日光市中宮祠二
四中宮祠測候所内 滝
沢直人外十七名

紹介議員 湯澤三千男君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じ

である。

第七三四号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第一条第一項改正に関する請願
請願者 岩手県盛岡市加賀野小
井崎 新毛武外二十名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七三五号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 青森県知事 山崎岩男
外二名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七三六号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 兵庫県朝来郡生野町口
銀谷生野町立生野小学
校内 中島真一外十六
名

紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じ

である。

第七三七号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 福島県伊達郡伊達町議
会議長 是行楨二

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七三八号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 福島県会津若松市堅三
日町四七 横山武

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七三九号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 福島市北沢又字稲荷川
原西一市営住宅二八七
号 山本脩詞

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七四〇号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 山形県酒田市本町三ノ
五 小野孝一

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七四二号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 山形県新庄市沼田二七
四 稲葉泰三

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七四三号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二
通）
請願者 山形県新庄市長 木田
清外一名

紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二
通）
請願者 富山市西田地方町富山
地方裁判所内全国司法
部職員労働組合富山支
部内 津田昭明外一名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七四四号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（二
通）
請願者 兵庫県水上郡春日町下
三井庄 依田則夫外六
名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七四五号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願（三
通）
請願者 秋田県平鹿郡雄物川町
長 佐々木順外二名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七四六号 昭和三十八年二月五日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(五通)

請願者 富山県下新川郡入善町 長 米沢甚五外四名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七七七号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 滋賀県大津市東浦一番町 町 滋賀合同ビル内 滋賀県町村協議会内 橋田喜一郎
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第七九九号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町農林省栃木統計調査事務所 所 大田原出張所内 伊藤新治外八十三名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じ

である。

第八〇〇号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 山形県酒田市長 小山 孫次郎外二名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇一号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 山形県東置賜郡赤湯町 長 須藤直一郎外二名
紹介議員 北島 教真君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇二号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 滋賀県八日市市長 山田平治外二名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じ

である。

第八〇三号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 新潟県見附市長 目黒 忠平外二名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇四号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 富山県山王町三七番山 県国公労協議会内 野村勲外二名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇五号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 山形県西置賜郡小国町 大字沼沢七二四 井上秀雄外二君

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇六号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 秋田県能代市上町三 五 木村光衛外十六名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇七号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 兵庫県美方郡村岡町村岡 岡上田徳外十一名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇八号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通通)

請願者 兵庫県豊岡市三坂二六

三 谷口芳郎外百十一名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八〇九号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(四通通)

請願者 兵庫県豊岡市立野三三 五 篠下雅敏外三十九名
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八一〇号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(五通通)

請願者 富山県荒町一三全国電氣通信労働組合富山電報電話局分會内 中川信一外四名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八一一号 昭和三十八年二月七日
受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 新潟県糸魚川市長 金
平弘遠外一名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八二二号 昭和三十一年二月七日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 福島市小山荒井中屋敷
二ノ一 板倉寛外十名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八一三三号 昭和三十一年二月七日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 福島県大沼郡会津高田
町議会議長 真鍋才七
外一名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八一四号 昭和三十一年二月七日
受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 福島県相馬市中村字大
手先福島県相馬市教育
委員会内 荒利美
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願
請願者 岩手県盛岡市青山四丁
目 工藤直正外五十八
名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六三三三号 昭和三十一年二月一日
受理
航空交通管制官の待遇改善に関する請願
請願者 東京都千代田区大手町
一ノ一運輸省航空局管
制課内航空交通管制協
会内 林坦
紹介議員 江藤 智君
現在の航空交通は、航空交通管制官を
極度の過労に追い込んでゐる。これ
は、空の交通構造が航空機のジェット
化に伴う非常な速度の増大と交通量の
極端な増加により空域をせまくなるしく
感じさせるほど複雑になつてきたため
であつて、この複雑な航空交通を管制
してゐる管制官に課せられた責任はあ
まりにも重く、いまや管制官はおしつ
ぶされようとしてゐる実情である。昭
和三十一年三月名古屋空港における衝
突事故の例を見ても、有罪と判決され
たのはただ一人の見習管制官であつた
といふこの事実は、全管制官の業務上
の責任の重大さを証明するものである
。また、法律の遂行者としてあらゆ
る空の交通状況に対応し、運輸大臣の
権限を独自の判断に基づいて行使する
といふ管制官の業務は、他にほとんど
類例のないほど特殊なものであり、管

制官はこの重大な責任を遂行するた
め、全神経を集中しなければならず、
その結果病気で休む者も増加し、精神
的肉体的過労からくる肝臓炎その他の
内臓疾患の者が続出してゐる有様であ
るが、その待遇は業務の複雑困難性に
比較して全く不均衡であるため、最近
民間企業への転職者が引きもきらず、
また一方一昨年以来管制官の募集に応
ずる者が極度に減少し、転退職者の補
充も困難なほどになつており、このま
ま放置すれば航空交通は危機におちい
ることが予想され、まことに憂慮にた
えないところであるから、すみやかに
管制官に対する抜本的な給与改善措置
を講ぜられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。
第七四七号 昭和三十一年二月五日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 東京都大島町野増九
中村清次郎外八十六名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。
第八一八号 昭和三十一年二月七日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 兵庫県津名郡一宮町郡
家七二ノ一 伊藤ゆき
あ外二百五十三名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。
第六八四号 昭和三十一年二月四日
受理
軍人恩給の加算制に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但馬町東
里九八 下中繁夫
紹介議員 青田源太郎君
旧軍人の普通恩給を計算する場合、基
礎在職年に至るまでは、文官実在職年
は軍人実在職年と同一に取り扱い、普
通恩給の恩典に浴することができると
う取り計らわれたい。また、外地戦時加
算は終戦年の昭和二十年九月二日をも

第六八二二号 昭和三十一年二月四日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 和歌山市玉藻町一ノ一
一和歌山県退職公務員
連盟内 立石亮外八千
二百七十七名
紹介議員 前田佳都男君

第六八二二号 昭和三十一年二月四日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 和歌山市玉藻町一ノ一
一和歌山県退職公務員
連盟内 立石亮外八千
二百七十七名
紹介議員 前田佳都男君

第六八二二号 昭和三十一年二月四日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 和歌山市玉藻町一ノ一
一和歌山県退職公務員
連盟内 立石亮外八千
二百七十七名
紹介議員 前田佳都男君

第六八二二号 昭和三十一年二月四日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 和歌山市玉藻町一ノ一
一和歌山県退職公務員
連盟内 立石亮外八千
二百七十七名
紹介議員 前田佳都男君

第六八二二号 昭和三十一年二月四日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關
する請願
請願者 和歌山市玉藻町一ノ一
一和歌山県退職公務員
連盟内 立石亮外八千
二百七十七名
紹介議員 前田佳都男君

つて打ち切られているが、それ以後の外
外地からの復員者に対しても加算の措
置を講ずるよう配慮せられたいとの請
願。

第六八五号 昭和三十八年二月四日
受理
傷病年金受給者の妻に家族加給金支給
に関する請願(二通)
請願者 奈良県桜井市桜井 辻
本保外一名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じ
である。

第七三〇号 昭和三十八年二月五日
受理
傷病年金受給者の妻に家族加給金支給
に関する請願
請願者 山形市旅籠町三〇五山
形県庁社会課内財団法人日本傷痍軍人
会山形県支部内 後藤寿三郎
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じ
である。

第六八七号 昭和三十八年二月四日
受理
元南満洲鉄道株式会社職員の在職期間
を恩給法等の期間に通算するの請願
請願者 福井県勝山市下元禄九
ノ九 梅田義昭
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第四六七号と同じ
である。

第七〇〇号 昭和三十八年二月四日
受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関す
る請願
請願者 福岡県久留米市諏訪野
町二、〇七三 平田静
外三千五百五十五名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じ
である。

第七〇一号 昭和三十八年二月四日
受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関す
る請願
請願者 栃木県宇都宮市旭町二
ノ三、四三三 栃木県功
友連盟内 山口嘉良外
八百七十九名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じ
である。

第六八六号 昭和三十八年二月四日
受理
傷病者の増加恩給等は正に関する請願
請願者 岐阜市青柳町五丁目財
団法人岐阜県傷痍軍人
会内 北村賢一 外一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二一三号と同じ

第七五三号 昭和三十八年二月六日
受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関す
る請願
請願者 秋田県北秋田郡比内町
谷地中九一 秋田県功友
会内 高橋栄二郎外三
十五名
紹介議員 松野 孝一君
金し勲章年金、賜金の給与は、当然の
既得権であり、すでに軍人恩給も復活
し、しかも数次の改正が行われている
今日、国家至上最大の名誉として殊勲
者に付与された金し勲章年金、賜金が
そのまま放置されていることは、法治
国家の責任において許されるべきでな
いと考えられるから、国家が公約して
与えた既得権たる金し勲章年金証書
は、現在の時価に換算した年金を終戦
時にさかのぼり即時支給すること、ま
た、賜金は、証書の額面を時価に換算
した公債証書で、すみやかに交付する
よう、国会において実現を期せられ
たいとの請願。

第八二二号 昭和三十八年二月七日
受理
金し勲章年金、賜金の給与実施に関す
る請願
請願者 茨城県土浦市朝日町
三、〇七八 町田松次
郎外千四百四十五名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じ
である。

第七五五号 昭和三十八年二月六日
受理
教育職俸給表(二)及び(三)の等級
格付に関する請願
請願者 東京都千代田区富士見
町二ノ一 全国教職員団
体連合会内 鈴木正夫
紹介議員 野本 品吉君
校長及び教頭(地教委任命)は管理職
として特別調整額が付与されている
が、校長・教頭への昇進はその数に制
限があつて、一般教諭(二)等級俸給表
適用)のまま永年勤続で退職する者
は、その退職時の俸給額は学校長(一
等級)となつて退職する場合の俸給額
に比べ、その格差が極端にひらきすぎ
るものがあるから、一般教諭にも一等
級格付の道をひらくため、二等級に二
十五年以上在職の教職員は、これを一
等級とされるよう措置せられたいとの
請願。

第七五四号 昭和三十八年二月六日
受理
元満洲開拓指導員の恩給法適用に関す
る請願
請願者 東京都千代田区富士見
町二ノ一 全国教職員団
体連合会内 鈴木正夫
紹介議員 野本 品吉君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じ
である。

第七二八号 昭和三十八年二月五日
受理
国立大学付属校教官の待遇改善に関
する請願
請願者 奈良市中筋町一七奈良
学芸大学附属中学校育
友会内 前川利徳外三
百六十六名
紹介議員 新谷寅三郎君
国立大学附属校は、一般の公立諸学
校と同等の教育を行なう任務をもつ以
外に、研究学校としての教育の実験、実
証および教育実習学校としての特別な
任務をもっている。したがつてその教
官も、研究に、学生指導に多忙な職務
に服している。しかるにその待遇にお
いては、公立諸学校の教官より一般に
低位にあり、地方によつてはかなりの
格差のあることはまことに不合理であ
り、遺憾なことであるから、附属校園
教官の勤務実情および待遇実情につい
て調査の上、できるだけすみやかに待
遇改善の実のあるよう独自の給与体
系の確立、あるいはその身分の引き上
げ等に関して善処せられたいとの請
願。

第七六三号 昭和三十八年二月六日
受理
公務員の賃金に関する請願
請願者 埼玉県川越市中原町二
ノ一 杉山洋子外

第七六三号 昭和三十八年二月六日
受理
公務員の賃金に関する請願
請願者 埼玉県川越市中原町二
ノ一 杉山洋子外

第七六三号 昭和三十八年二月六日
受理
公務員の賃金に関する請願
請願者 埼玉県川越市中原町二
ノ一 杉山洋子外

第七六三号 昭和三十八年二月六日
受理
公務員の賃金に関する請願
請願者 埼玉県川越市中原町二
ノ一 杉山洋子外

紹介議員 五百八十九名
安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七八四号 昭和三十八年二月七日
受理
公務員の賃金に関する請願

請願者 千葉市吾妻町一ノ一
七 石川垣一外四百四十六名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七八五号 昭和三十八年二月七日
受理
公務員の賃金に関する請願

請願者 千葉県印旛郡八街町八
街ほ三三四 三平慶二
外千二百三十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七八六号 昭和三十八年二月七日
受理
公務員の賃金に関する請願

請願者 千葉県山武郡山武町塩
谷七二三 畑戸輝夫外
九百二十二名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七八七号 昭和三十八年二月七日
受理
公務員の賃金に関する請願

請願者 千葉県香取郡神崎町本
宿 飯島菊代外九百五十五名
紹介議員 鈴木 市藏君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七九八号 昭和三十八年二月七日
受理
航空基地周辺の騒音対策に関する請願

請願者 東京都昭島市上川原町
二六一昭島市横田基地
騒音対策協議会内 中
村敬允
紹介議員 石井 桂君

航空基地周辺の騒音対策に関する請願
騒音に悩まされていることは顕著な事
実であるが、東京都昭島市において
も、米軍横田基地滑走路の中心線上空
直下に位置するため、ジェット機の発
着、エンジンテスト等の騒音と危険に
さらされて市民は正常な日常生活を営
む権利を侵害されている。昭島市議会
においても、地域住民の請願にもとづ
き、以来久しい間、その障害除去につ
いて運動をつづけてきたが、いまだそ
の見るべき効果がなく遺憾であるか
ら、現行特損法（昭和二十八年八月二
十五日法律第二百四十六号）を上回る
特別措置法の早期実現を願うため、昨
年十月、基地周辺対策特別措置法制定
要望の決議を行ない、関係方面に陳情
してきたが、法の制定については、国
會議員各位の特段の協力がなくては至
難な問題であるから、地域住民を一日

も早く騒音の障害から守り、生活の安定を期するため、早期に特別措置法を制定せられたいとの請願。

第一部

内閣委員会会議録第三号

昭和三十八年二月十九日

【参議院】

昭和三十八年二月二十一日印刷

昭和三十八年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局